

第7章 国分寺市の環境活動

1 環境基本計画実施計画

環境基本計画に基づく実施計画（中期）は、平成29年度から令和2年度の4年間を計画期間とし、事業を実施しています。令和2年度の各課の事業実績は本報告書（P.22～P.118）に記載しています。

これらの事業実績について環境推進管理委員会において確認・評価を行いました。

○ 国分寺市環境基本計画実施計画の進ちょく状況について

表7-1 環境基本計画実施計画(中期)における主な施策の数

実施計画における主な施策	49
再掲載の主な施策	3

表7-2 主な施策の担当課の自己評価と環境推進管理委員会での評価（再掲載の主な施策を含む。）

評価基準	評価 (主な施策)	割合 (%)
順 調 (順調・おおむね順調の割合の合計が100%、かつ、順調の割合が50%以上)	22	42.3
おおむね順調 (順調・おおむね順調の割合の合計が100%、かつ、順調の割合が50%未満)	24	46.2
おおむね順調 (順調・おおむね順調の割合の合計が80%以上100%未満)	0	0.0
停滞ぎみ(順調・おおむね順調の割合の合計が40%以上0%未満)	6	11.5
停 滞(順調・おおむね順調の割合の合計が40%未満)	0	0.0
合 計	52	100.0

表7-3 環境基本計画実施計画(中期)における具体的施策(取組)の数(※)

実施計画（中期）における具体的施策（取組）	112
再掲載の具体的施策（取組）	40

表7-4 具体的施策(取組)の進ちょく状況評価(再掲載事業を含む。)(※)

進ちょく状況の評価基準	進ちょく 状況	割合 (%)
順調(年度別指標を達成した、又は上回った。)	61	40.1
おおむね順調(年度別使用に対して、達成率が80%以上)	84	55.3
停滞ぎみ(年度別指標に対して、達成率が80%未満)	7	4.6
停滞(年度別指標に対して、実績がない、又は未実施)	0	0.0
合 計	152	100.0

※表7-3及び表7-4においては、事業が終了した取組、当該年度の事業計画がないため評価対象外とした取組及び新型コロナウイルス感染症拡大防止により事業を中止したことに伴い、評価対象外とした取組を除く。

○環境審議会による環境報告書の案の確認について

環境推進管理委員会での環境施策の実績確認・評価を行った後、毎年発行している環境報告書の案について環境審議会で内容等を確認しました。報告書の構成、掲載位置、表記の修正などに関する意見を参考にしながら、本報告書を作成しました。

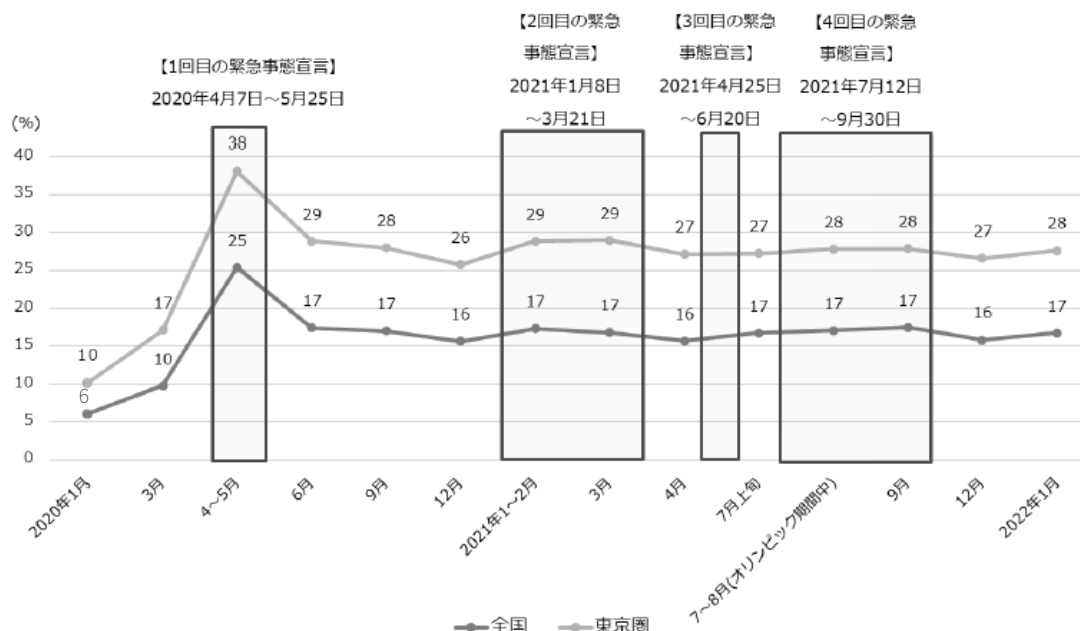
新型コロナウイルス感染症による影響について

令和2年は、新型コロナウイルス感染症という新たな危機に、世界中が大きな影響を受けました。日本においても緊急事態宣言の発出やまん延防止措置、外出自粛等による消費の減少などを要因として、経済活動の停滞を招きました。また、一斉休校の実施やテレワークの実施企業の増加（下図参考）など、わたしたち一人ひとりのライフ・ワークスタイルについても変化を余儀なくされました。これらの影響は、本市においてもごみの搬出量の変化（P.16～P.18 参照）や一部公共施設の電気使用量の減少、車両走行距離の減少（P.48 参照）、市の事業におけるWEB会議の増加といった面で変化が見られます。また、これらのことから人間の活動と環境に与える負荷の関係性を改めて捉える契機となりました。

一方で、新型コロナウイルス感染症がもたらしたライフ・ワークスタイルの変化は、わたしたち一人ひとりの生活行動意識にも変化を与えていると考えられています。

今後、新型コロナウイルス感染症から社会・経済が再生していく中で、生活行動意識の変化がもたらす社会・経済の変革とともに、気候変動問題や循環型経済への移行といった環境課題についても対応できる社会を構築していく必要があります。

●（図）全国および東京圏のテレワーク利用率の推移



全国 (2020年1~3月: n=10,516、4~6月: n=12,138、9~12月: n=10,523、2021年1~4月: n=9,796、7~9月: n=10,644、12月~2022年1月: n=10,113)

東京圏 (2020年1~3月: n=3,467、4~6月: n=4,049、9~12月: n=3,514、2021年1~4月: n=3,261、7~9月: n=3,539、12月~2022年1月: n=3,333)

(注) 緊急事態宣言は東京都に発令されていた期間を示している。

出典:「第6回テレワークに関する事業者実態調査(速報)(令和4年2月)」(大久保敏弘・NIRA 総合研究開発機構)

2 地球温暖化防止行動計画

(1) 計画策定の背景と現在の国における目標の推移

平成9年(1997年)12月に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)では、二酸化炭素(CO₂)に代表される6種類の温室効果ガスの削減目標が「京都議定書」として締結され、平成17年(2005年)2月に発効しました。「京都議定書」では、我が国は温室効果ガスの総排出量を「平成20年(2008年)から平成24年(2012年)の5年間に、平成2年(1990年)レベルから6%削減」することが目標として定められました。

平成25年(2013年)11月にポーランド・ワルシャワで開催された第19回締約国会議(COP19)では、上記の「京都議定書」に代わるものとして令和2年(2020年)以降の温室効果ガス削減のための新たな国際枠組みについて議論され、第21回締約国会議(COP21)の開催前までに各国が約束草案を国連に提出することになりました。我が国は、令和2年(2020年)までの削減目標を、「2005年比3.8%減(90年比約3.1%増)」に見直すことを表明しました。

これを受けて、平成27年(2015年)7月に、「令和12年度(2030年度)までに平成25年度(2013年度)比26%削減」と「日本の約束草案」を国連に提出しています。

平成27年(2015年)11月にフランス・パリで開催された第21回締約国会議(COP21)で、令和2年(2020年)以降の温暖化対策の国際的枠組みを示す「パリ協定」が採択されました。

採択の翌年、平成28年(2016年)10月に締約国数55か国及びその排出量が世界全体の55%を超えるとの発効要件を満たし、同年11月4日に発効しました。なお、我が国は同年11月8日にパリ協定を締結しています。

パリ協定では、全ての国が温室効果ガスの排出削減目標を5年ごとに提出・更新する義務があります。我が国は、令和2年(2020年)3月30日に地球温暖化対策推進本部において、「2030年度に2013年度比-26%(2005年度比-25.4%)の水準にする削減目標を確実に達成することを目指す。また、この水準にとどまることなく、中期・長期の両面で温室効果ガスの更なる削減努力を追求していく。」と決定しています。

また、同年10月26日、当時の菅総理大臣は所信表明演説において「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

これを受け、2050年までのカーボンニュートラルの実現を基本理念として法に位置付けるとともに、その実現に向けて地域の再エネを活用した脱炭素の取組や、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等を定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」を、令和3年3月2日に閣議決定しました。

(2) 地方公共団体(市)の責務

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(以下、「地球温暖化対策推進法」という。)第4条において温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものと定められているほか、同法第21条において市の実施する事務事業による温室効果ガス排出抑制のための実行計画の策定・公表等が義務付けられるとともに、実行計画において、区域の自然的社会的条件に応じて再エネ利用促進等の施策と、施策の実施目標を定めるよう努めること等が求められています。

(3) 国分寺市地球温暖化防止行動計画(市役所版)

上記、地球温暖化対策推進法に基づき、平成18年3月に「国分寺市地球温暖化防止行動計画」を策定し、市の実施する事務事業による温室効果ガスを中心に、継続して削減に取り組んできました。

平成31年3月には、「第三次国分寺市地球温暖化防止行動計画(市役所版)」として取り組んできた第三次計画の計画期間の満了に伴い、「第四次国分寺市地球温暖化防止行動計画(市役所版)」

を策定しました。本計画では、基準年度（平成 25 年度）の基準排出量（6,947 t-CO₂）に対し、2030 年度までに 40%削減、中間目標として、計画期間最終年度である令和 5 年度までに 16.7%削減することを目標に掲げています。

表7-5 計画概要の推移

	計画期間	基準年度	目標設定とその達成状況
第一次計画	平成 18～23 年度	平成 16 年度	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 16 年度の総排出量（20,439.2 t-CO₂）に対し、平成 23 年度までに 6%（1,226.4 t-CO₂）の削減目標 ■平成 23 年度総排出量（13,157 t-CO₂）35.6%削減、目標達成
第二次計画	平成 24・25 年度	平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 22 年度の総排出量（15,279.2 t-CO₂）に対し、年度ごとに 1%ずつ削減をし、平成 25 年度までに合計 2%（305.6 t-CO₂）の削減目標 ■平成 24 年度総排出量（14,444 t-CO₂）5.5%の削減 平成 25 年度総排出量（15,254 t-CO₂）0.2%の削減 2 か年の合計 5.7%削減により、目標達成
第三次計画	平成 26～30 年度	平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 24 年度の基準排出量（10,443 t-CO₂）に対し、平成 30 年度までに 15%（1,566 t-CO₂）以上の削減目標 ■平成 30 年度総排出量（11,484 t-CO₂）10.0%増加 目標未達成
第四次計画	令和元（平成 31）～令和 5 年度	平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 25 年度の基準排出量（6,947 t-CO₂）に対し、令和 5 年度までに 16.7%（1,160 t-CO₂）の削減目標

（4） 令和元（平成 31）年度国分寺市温室効果ガス総排出量

令和 2 年度に令和元年（平成 31）年度の温室効果ガスの総排出量を集計した結果、総排出量は約 6,819 t-CO₂ で、基準排出量（6,947 t-CO₂）に比べ 1.8%減少しました。

第四次計画の削減目標値を達成するためには、さらに 1,032 t-CO₂ を削減する必要があります。

引き続き、各施設内の照明の間引き、執務室内の消灯励行などによる、エネルギー使用量の削減が求められています。

3 グリーン購入

○ グリーン購入とは

「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、原材料から生産、消費、廃棄の各段階を通して環境負荷の少ない製品やサービスを優先して購入することです。市では、平成18年度にグリーン購入基本方針及びガイドラインを策定し、平成19年度からグリーン購入の本格的な取組を進めています。令和2年度は13分野90品目について取組を行いました。分野別の取組結果は、下表のとおりです。

表7-6 令和2年度グリーン購入調達実績(分野別取組結果)

年度・分類 特定調達品目分野	購入実績に伴う調達率		やむを得ない理由によるものを除いた調達率(※)	調達できなかった主な理由
	R元(H31) <参考>	R2	R2	
用紙類	99.4%	99.5%	100.0%	必要物品に適合品がない
文具・事務用品	93.1%	88.3%	100.0%	物品の価格差 必要物品に適合品がない
事務用機器類	94.7%	91.4%	100.0%	物品の価格差 種類により適合品がない
OA機器	98.8%	98.2%	100.0%	種類により適合品がない
照明	94.6%	80.3%	100.0%	既存機器に対応する適合品がない
保存箱	100.0%	100.0%	100.0%	—
自動車	—	—	—	(購入実績なし)
衣料品等	97.5%	84.5%	100.0%	必要物品に適合品がない
作業手袋	99.7%	93.3%	100.0%	必要物品に適合品がない
繊維製品等	52.2%	95.7%	100.0%	必要物品に適合品がない
災害備蓄用品	100.0%	91.4%	100.0%	物品の価格差
衛生用品	97.4%	98.5%	100.0%	種類により適合品がない
印刷物	99.3%	100.0%	100.0%	—
平均	93.9%	93.4%	100.0%	

※価格、品質の差によりやむを得ず非適合品を購入したものを除いた調達量

4 国分寺市の環境年表

	国分寺の環境対策と時代背景	国分寺の人口	国・東京都の環境対策等
享保年間 (1716-1735)	新田開発		
慶応3年	鷹場廃止		
明治22年 (1889)	市制・町村制により国分寺村誕生 (二村八新田が合併)		
	甲武鉄道(現JR中央線)開通		
	国分寺駅開業		
明治27年	川越鉄道(現在の西武国分寺線)開通		
明治43年	砂利運搬鉄道開通(下河原線)		
大正4年	電灯が点灯する		
大正9年	下河原線国有化となる		
大正10年	電話開通		
大正11年 (1922)	国分寺駅まで電車が開通		
	小学校に電灯		
大正12年	関東大震災		
大正15年 (1926)	国立駅開業	東京市民の郊外流出	
昭和3年 (1928)	国分寺・府中間バス開通		
	多摩湖電車(国分寺・萩山間)開通	純農村から大都市近郊の農村型に移行 (野菜栽培が盛んになる)	
昭和15年	町制施行(国分寺町となる)		
昭和16年	(第2次世界大戦)		
昭和20年	軍需景気を受け住宅、工場が増加する	人口13,900人	
昭和24年		2万人を超える	東京都公害防止条例制定
昭和28年	リヤカー等による各戸ごみ収集開始		
昭和29年			清掃法制定
昭和30年	恋ヶ窪駅開設		
昭和31年	国分寺駅南口開設		
昭和31年	焼却炉完成(処理能力日量7t)		
昭和33年	国立駅北口開設	3万人を超える	
昭和35年 (1960)	町営水道始まる (西部の農村地区も住宅化)		
昭和37年		4万人を超える	(東京にスモッグ連続発生)
昭和38年	旧本庁舎完成		
昭和39年	市制施行(国分寺市となる)	5万人を超える	
	ポリバケツによるごみ回収方式採用		
昭和41年	焼却炉改造(処理能力日量40t)	6万人を超える	
昭和42年	中部幹線下水道事業開始		公害対策基本法制定
昭和43年		7万人を超える	大気汚染防止法制定
			騒音規制法
昭和44年			東京都公害防止条例制定
昭和45年 (1970)	市営運動場の開設		水質汚濁防止法制定
			廃掃法制定
			(PCBの環境汚染表面化)
昭和46年	国分寺市公害防止条例制定		
昭和47年	公共下水道事業開始	8万人を超える	自然環境保全法制定
昭和48年	武蔵野線開通 西国分寺駅開業		
昭和49年			(酸性雨の被害発生)
昭和50年	粗大ごみ収集開始		(6価クロムによる土壌汚染発生)
昭和51年	公共下水道の使用開始(東元町)		
昭和52年	殿ヶ谷戸庭園開園		
昭和55年	三多摩地域廃棄物広域処分組合設立		
昭和58年		9万人を超える	

	国分寺の環境対策と時代背景	国分寺の人口	国・東京都の環境対策等
昭和59年	日の出町に最終処分場開場 資源物集団回収奨励金制度開始		
昭和60年 (1985)	清掃センター完成(処理能力日量140t) 「お鷹の道・真姿の池湧水群」が環境庁(現環境省)の『名水百選』に選定		
昭和62年 平成元年 (昭和64年)	国分寺市水と緑の国分寺プラン策定		東京都管理計画の策定
平成3年	新小平駅 台風の影響による地下水水位の上昇による水没事故発生(10月)		リサイクル法施行
平成4年		10万人を超える	東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例制定
平成5年			環境基本法の制定
平成6年	生ごみたい肥化容器の斡旋開始		第1回環境の日(6月5日)
平成7年 (1995)	資源物(紙・布・ビン・カン)の収集が開始		東京都地球温暖化防止対策地域推進計画の策定
平成8年			容器包装リサイクル法施行
平成9年			東京都環境基本計画を策定 京都議定書採択
平成10年	事業系一般廃棄物の全面有料化		東京エネルギービジョン策定 地球温暖化対策推進法制定
平成11年	せん定枝のたい肥化開始		P R T R 法公布 ダイオキシン類対策特別処置法公布
平成12年 (2000)	ペットボトルの拠点回収を開始 有害ごみの日を新設 国分寺市都市マスタープラン策定		緑の東京計画策定 グリーン購入法施行 循環型社会形成推進基本法公布
平成13年	家電リサイクル法始まる 国分寺市緑の基本計画策定 国分寺市一般廃棄物処理基本計画策定		東京都環境確保条例施行 東京都自然保護条例施行 家電リサイクル法施行
平成14年	資源プラスチックの分別収集開始(市内全域) 清掃センター・ダイオキシン類削減対策工事完了		エネルギー政策基本法制定 廃棄物処理計画の策定 土壌汚染対策法公布
平成15年		11万人を超える	エネルギー基本計画策定(第一次) 東京の名湧水選定 (ディーゼル車規制開始)
平成16年	国分寺市環境基本計画策定(3月) 国分寺市まちづくり条例制定(6月) 環境ひろば第1回開催(8月) 国分寺市環境基本条例制定(9月)		景観法公布 外来生物法制定
平成17年 (2005)	環境審議会第1回開催(2月) 環境推進管理委員会第1回開催(5月) 粗大ごみ有料化開始(10月) 公共施設のアスベスト使用状況調査 環境マネジメントシステム運用開始 国分寺市地球温暖化防止行動計画策定		京都議定書発効
平成18年	ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する条例の制定 国分寺市環境基本計画実施計画策定		持続可能な東京の実現をめざす新戦略プログラム策定 東京都再生可能エネルギー戦略の策定
平成19年	ごみの戸別収集開始(1月) グリーン購入の導入(4月) 環境家計簿モニター開始		エネルギー基本計画策定(第二次) 東京都気候変動対策方針策定
平成20年			G8北海道洞爺湖サミット開催 (新)東京都環境基本計画策定 生物多様性基本法制定

	国分寺の環境対策と時代背景	国分寺の人口	国・東京都の環境対策等
平成21年	一般廃棄物処理基本計画の改定		
平成22年 (2010)	緑の基本計画改定 ごみ減量化・資源化行動実施計画改定		生物多様性条約C O P 10愛知県開催 名古屋議定書, 愛知目標採択 エネルギー基本計画策定 (第三次)
平成23年	東日本大震災 (3月) 以降の公共施設及び清掃センター等の節電対策		
平成24年	国分寺市湧水及び地下水の保全に関する条例制定 国分寺市放射能対策に関する基本的な対応方針策定 地球温暖化防止行動計画改定 (第二次)		再生可能エネルギーの固定価格買取制度開始 東京都緑施策の新展開 ~生物多様性の保全に向けた基本戦略~ 生物多様性国家戦略策定
平成25年	家庭ごみ有料化開始 (6月) ごみ減量化・資源化行動実施計画改定 住宅用太陽光発電機器等助成制度開始 (7月)		東京都気候変動対策方針策定 小型家電リサイクル法施行 改正フロン排出抑制法公布
平成26年	日野市・国分寺市・小金井市 新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書締結 (1月) 環境基本計画改定 (第二次) 地球温暖化防止行動計画改定 (第三次) 国分寺市空き地及び空き家等の適正な管理に関する条例制定 環境基本計画実施計画改定 (第二次 前期)		雨水の利用の推進に関する法律施行 エネルギー基本計画策定 (第四次) 水循環基本法施行 空家等対策の推進に関する特別措置法制定
平成27年 (2015)	浅川清流環境組合設立 (日野市・国分寺市・小金井市新可燃ごみ処理施設の整備及び運営) (7月)		改正フロン排出抑制法施行
平成28年	環境基本計画実施計画改定 (第二次 中期) ごみ減量化・資源化行動実施計画改定	12万人を超える	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行
平成29年	住宅用太陽光発電機器等設置助成金交付規則一部改正		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正
平成30年	地球温暖化防止行動計画改定 (第四次) 一般廃棄物処理基本計画の改定		バーセル法改正 ゼロエミッション東京戦略の策定
令和元年 (平成31年)	浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設の試行運転開始 (12月) 清掃センター焼却炉を休炉 (1月)		
令和2年 (2020)	浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設の運転開始 (4月) 環境基本計画実施計画改定 (第二次 後期)		2050年カーボンニュートラル, 脱炭素社会の実現を目指すことを宣言

資料：東京都環境局「東京の環境」「東京都環境白書」
国分寺市教育委員会「郷土こくぶんじ」「国分寺市統計」